

静岡県多文化共生推進基本条例をここに公布する。

静岡県多文化共生推進基本条例

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 多文化共生推進基本計画(第6条)

第3章 多文化共生の推進に関する基本的施策等(第7条—第11条)

第4章 静岡県多文化共生審議会(第12条—第17条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、多文化共生の推進に関し、県、県民及び企業その他の民間の団体の責務を明らかにするとともに、多文化共生の推進に関する施策(以下「多文化共生施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、多文化共生施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって多文化共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「多文化共生」とは、県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らすことをいう。

(県の責務)

第3条 県は、多文化共生施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、多文化共生施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生を推進するよう努めるものとする。

(民間の団体の責務)

第5条 企業その他の民間の団体は、その事業活動に関し、多文化共生を推進するよう努めるとともに、県又は市町が実施する多文化共生施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 多文化共生推進基本計画

第6条 知事は、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生推進基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、多文化共生施策の大綱その他多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県多文化共生審議会に意見を求めるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 多文化共生の推進に関する基本的施策等

(広報活動)

第7条 県は、多文化共生の推進に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(市町との協働)

第8条 県は、多文化共生の推進に関する市町の役割の重要性にかんがみ、地域における多文化共生の推進に市町と協働して取り組むものとする。

(県民の活動を促進するための支援)

第9条 県は、県民が行う多文化共生の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(調査研究)

第10条 県は、多文化共生施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第11条 知事は、毎年、多文化共生施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第4章 静岡県多文化共生審議会

(設置及び所掌事務)

第12条 県に、静岡県多文化共生審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第6条第3項に規定する意見を述べること。

(2) 知事の諮問に応じ、多文化共生の推進に関する基本的施策及び重要事項について調査審議すること。

(3) 県の多文化共生施策の実施状況について、知事に意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、多文化共生の推進に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第13条 審議会は、知事が任命する委員15人以内で組織する。

(任期)

第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第17条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。